

図書・視聴覚教材貸出要項

香川県教育委員会事務局人権・同和教育課所有の図書・視聴覚教材（以下「図書等」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

【図書等の貸出】

- 1 貸出を希望する者が図書等の貸出しを受けようとするときは、図書・視聴覚教材利用申請書（様式1）に必要な事項を記入し、提出するものとする。
- 2 図書等の貸出は、持ち帰りのほか、県通送便、宅配便（着払い）による。
- 3 図書等の貸出数及び貸出期間は、それぞれ以下のとおりとする。
 - ① 図書 原則3冊以内（新着図書は2冊まで）、14日以内
 - ② 視聴覚教材 原則6本以内（新着視聴覚教材は2本まで）、14日以内
ただし、人権・同和教育課長（以下「管理者」という。）が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による貸出期間内においても、貸し出した図書等の返却を求めることができる。

【貸出しができる図書等の範囲】

- 5 貸出しをすることができる図書等は、次の各号に掲げる図書等以外のものとする。
 - ① 禁帯出の表示のある図書等
 - ② 統計書等の貴重図書等
 - ③ その他管理者が適当でないとするもの

【図書等の貸出を受けることができる者】

- 6 県内に所在する学校、官公署又は企業その他の団体

【毀損等の届出等】

- 7 貸出を受けた図書等を毀損し、汚損し、又は亡失した場合は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。
- 8 管理者は、前項の届出があったときは、同等又は類似の現品による補填により弁償させるものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由によるものと管理者が認めたときは、この限りでない。

【図書等の返却】

- 9 図書等を返却するときは、図書・視聴覚教材利用報告書（様式2）に必要な事項を記入し、図書等に同封して返却するものとする。

【図書等の複写】

- 10 営利目的のために図書等を複製することはできない。